

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年2月7日

照会部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ

照会作成者 マニュアルインストラクター(役職名) 新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

谷

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 0000—000 本部受付番号 No. 2011-81

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届の起算月について(その2)

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚年適用 IV—I 被保険者報酬月額変更

厚生年金保険法第23条 健康保険法43条

(内容)

同一月に2つ以上の固定的賃金が変更となったが、給与規定等によりそれぞれの固定的賃金の実績の確保される月がずれる場合の取扱いについて。2つの固定的賃金を別個のものととらまえそれぞれの月の1か月分が完全に確保された月を起算月とするのかご教示下さい。

<事例>

10月1日から役職手当増 通勤手当減

支払日	給与計算期間	手当
10月25日	9月16日～10月15日	役職手当増額分 1ヶ月分 通勤手当減額分 日割計算
11月25日	10月16日～11月15日	役職手当増額分 1ヶ月分 通勤手当減額分 1ヶ月分

<対応案>

【疑義回答2010-346】において『同一月内に固定的賃金の変動要因が複数存在する場合(中略)新たな変動要因となる固定的賃金の合計額』により減額改定となるか増額改定となるとの取扱いが示されています。また、【疑義回答2010-1110】において、随時改定の起算月については『一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金の反映された報酬が支払われた月を起算』とすると示されています。したがって本事例について、同一月内の固定的賃金のすべてが反映された11月を起算月とする扱いが妥当であると思慮します。

(本部回答)

ご照会の事例については、10月及び11月のそれぞれを起算月として取り扱います。

(参考) 平成25年6月7日付【厚年指2013-119】随時改定の事務取扱いにかかる事例集及びQ&A Q2-7

回答日 平成22年2月21日(H25.6.7修正)

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

岡村

(回答提供先)

O						O
機構LAN掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	H P掲載	